

平成 27 年 第 1 回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 27 年 7 月 30 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○臨時議長の紹介及びあいさつ	3
○開会及び開議の宣告	3
○選挙第1号	3
○議長就任のあいさつ	4
○広域連合長のあいさつ	4
○選挙第2号	5
○会議録署名議員の指名	6
○諸般の報告	7
○会期の決定	7
○同意第2号の上程、説明、採決	7
○同意第3号の上程、説明、採決	8
○副広域連合長（市の長）のあいさつ	8
○同意第4号の上程、説明、採決	9
○新監査委員就任のあいさつ	9
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第12号の上程、説明、質疑、採決	20
○選挙第3号	24
○選挙第4号	25
○閉会の宣告	26

○會議録署名	27
○議決結果等	29
○議席表	30

平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成27年7月30日 午後2時00分開議

出席議員（25名）

1番	鈴木久雄	2番	土屋 準
3番	白石英行	5番	樋口敏郎
6番	山本香代子	8番	松原秀典
9番	高橋昭彦	10番	木村正義
11番	高橋ちあき	12番	小泉やすお
13番	吉村辰明	14番	やまだ加奈子
16番	高山のぶゆき	17番	秋家聡明
19番	佐藤寿宏	21番	栗原健治
22番	小山 進	23番	小野寺 淳
24番	稲垣米子	25番	井上耕志
26番	荒井 健	27番	橋本弘山
28番	戸沢弘征	29番	藤岡智明
30番	高水永雄		

欠席議員（5名）

4番	太田雅久	7番	本多健信
15番	小林公彦	18番	鈴木基司
20番	深澤達也		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	西川 太一郎	副広域連合長	並 木 心
副広域連合長	河村 文 夫	副広域連合長	三ッ木 晴 雄
総務部長	小野 孝	保険部長	大野 憲 一
総務課長	古橋 豊	企画調整課長	高野 祐 子
管理課長	近藤 喜一郎	保険課長	山崎 岳

会計管理者	大和久 道 夫	監査委員書記 (副参事)	古 橋 豊
選挙管理委員会 書記長	高 野 祐 子		

職務のため出席した者の職氏名

書記長	古 橋 豊	書記	金子正美
書記	末 平 一 俊	書記	白石剛大
書記	新 津 伸 偉		

議事日程 第1号

第 1 選挙第 1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

追加議事日程

第 1 選挙第 2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

第 2 会期の決定について

第 3 同意第 2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

第 4 同意第 3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

第 5 同意第 4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

第 6 議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 7 議案第12号 平成27年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第 8 選挙第 3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

第 9 選挙第 4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2時00分 開会

○古橋書記長 広域連合議会の書記長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙後、最初の議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長として議長の職務を行うことになっております。

ただいま出席議員中、戸沢弘征議員が年長議員でございますので、臨時議長は戸沢弘征議員にお願いすることになります。

それでは、戸沢弘征議員、議長席へお移りください。

○戸沢臨時議長 また登場いたしました74歳の戸沢でございます。議員は10期やっております。

ただいまから、平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、25名です。欠席の通告は、太田雅久議員、本多健信議員、小林公彦議員、鈴木基司議員、深澤達也議員の5名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

なお、議員の発言は自席で行っていただくようお願いいたします。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○戸沢臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○戸沢臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に、白石英行議員をご指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○戸沢臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に、白石英行議員が当選いたしました。

ただいま当選されました白石英行議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

以上で、臨時議長としての職務を終了いたしましたので、議長と交代いたします。

皆様のご協力を得まして、無事職務を果たすことができました。ありがとうございました。

それでは、白石議長、議長席をお願いいたします。

(白石議長、戸沢臨時議長と交代)

○白石議長 ただいま、皆様のご推挙をいただきまして議長職を務めさせていただくことになりました、文京区議会の白石英行でございます。

国民皆保険制度の目的であります世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現するために、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度の安定的な運営を目指して皆様と議論を重ねてまいりたいと思います。

円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様のご協力のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可をいたします。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 広域連合長を務めます荒川区長、西川でございます。第1回臨時会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様には大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

このたびは、各区市町村議会のご推薦を得られて広域連合議会の議員にご就任いただき、誠にありがとうございます。今後の議会の運営につきまして、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

また、ただいま広域連合議会の議長に、文京区議会議長の白石英行先生がご選任を受けられました。後ほど選任をされます副議長とともに広域連合議会の代表としてご指導いただきます。あわせてよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

さて、最近における医療保険制度に係る動向につきましては、既に先生方ご高承のとおり、去る5月27日に国会で「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、国民健康保険の財政基盤を強化するとともに、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任者として区市町村とともに共同保険者となることや、後期高齢者支援金の総報酬割の段階的導入等が決定されたところでございます。

なお、低所得者の方々に係る国の予算措置による保険料の軽減措置につきましては、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとされているところでございます。

また、去る7月10日には、経済団体、保険者、自治体、医療関係団体等で構成される「日本健康会議」の発足がなされまして、8項目にわたる「健康なまち・職場づくり宣言2020」が発表されました。

私も実行委員として参加いたしますとともに、発足式に続いて開催された保険者セミナーでは、代表者の一人として、荒川区における糖尿病重症化予防事業等についてお話をする機会をいただきました。東京広域でのジェネリック医薬品の差額通知事業についても紹介させていただきました。

健康づくりや医療費の適正化事業が、まさに国民運動として大きく動き出していることを実感した次第でございます。

私ども広域連合といたしましては、今後、都内における後期高齢者医療の円滑な運営を推進すべき立場から、国政や社会経済の動向を踏まえ、135万人を超える被保険者の皆様が、安心して医療を受けていただけるよう適切に対応してまいる所存でございます。それにつきましては、ご出席の先生方をはじめ議員の皆様のご支援とご理解、ご協力がなければなりません。どうぞ改めましてよろしくお願いを申し上げる次第であります。

本日の臨時会では、人事案件3件、条例改正1件、平成27年度補正予算案を提案させていただいております。何とぞご審議の上、ご同意、ご可決賜りますよう心からお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○白石議長 ありがとうございます。

それでは、追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程配付)

○白石議長 日程の追加につきまして、お諮りしたいと思います。

ただいまお手元に配付させていただきましたとおり、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙ほか8件につきましては、本日の日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

次に、追加日程第1、選挙第2号、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に、深澤達也議員をご指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に、深澤達也議員が当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました深澤達也議員は、本日、所用のため欠席されております。書記長から、会議規則第31条第2項の規定により告知をさせます。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時18分 再開

○白石議長 会議を再開いたします。

副議長選挙の告知結果につきまして、書記長に報告をさせます。

○古橋書記長 ご報告いたします。

深澤達也議員に副議長当選につきまして告知させていただきましたところ、副議長当選のご承諾をいただきました。

報告は、以上でございます。

○白石議長 深澤達也議員にご承諾をいただきましたので、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長は、深澤達也議員に決定いたしました。

次に、議席の指定を行います。

議席は、お手元に配付させていただきました議席表のとおり指定をいたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、樋口敏郎議員及び佐藤寿宏議員をご指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○古橋書記長 それでは、ご報告いたします。

本日、議場配付いたしました文書等につきましてご報告いたします。

1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。
2、平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号）でございます。
3、平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号の追加1）でございます。

4、平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表でございます。

5、平成27年1月分から6月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

以上5件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承願います。

報告は、以上でございます。

○白石議長 次に、追加日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、追加日程第3、同意第2号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 ご同意を賜りたく、第2号について説明をさせていただきます。

現在、広域連合規約第12条第4項第1号イの、区の長から選任されていた副広域連合長、濱野健品川区長が、5月13日に退職いたしましたため、欠けている状態であります。

このため、後任者につきまして、坂本健板橋区長が適任と判断し、選任のご同意をお願いするものでございます。

何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○白石議長 同意第2号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより

採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第2号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、提案のとおり選任同意することと決定いたしました。

次に、追加日程第4、同意第3号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 ただいまご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

引き続きましてご同意を賜りたく、第3号についてご説明申し上げます。

現在、広域連合規約第12条第4項第1号口の、市の長から選任をいただいております副広域連合長、竹内俊夫青梅市長が4月30日に退職したため、欠けている状態でございます。

このため、後任者につきましては、並木心羽村市長が適任と判断し、選任のご同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○白石議長 同意第3号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、提案のとおり選任同意することと決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました、並木心副広域連合長の入場を求めます。

(並木副広域連合長 入場)

○白石議長 それでは、並木心副広域連合長より就任のご挨拶をお願いいたします。

○並木副広域連合長 ただいまご紹介をいただきました、羽村市長の並木でございます。

このたびは、副広域連合長の選任同意をいただき、ありがとうございました。与えられました職責を全うしたいと思っております。

皆様方のご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○白石議長 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、追加日程第5、同意第4号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件は、高橋昭彦議員に関する事で、地方自治法第117条本文の規定により除斥になりますので、退席をお願い申し上げます。

(高橋昭彦議員 退場)

○白石議長 それでは、提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 ご同意をいただくために、第4号について説明を申し上げます。

本案は、広域連合規約第16条第2項の規定に基づきまして、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員として、高橋昭彦議員が適任と判断し、ご選任を賜りたく同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意をいただけますようによろしくお願いを申し上げます。

○白石議長 同意第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第4号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了しましたので、高橋昭彦議員の再出席を求めます。

(高橋昭彦議員 入場)

○白石議長 それでは、ここで高橋昭彦新監査委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○高橋監査委員 ただいま、広域連合の監査委員にご同意を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

大事な監査の職をしっかりと全うしてまいりたいと思っております。皆様のご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○白石議長 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、追加日程第6、議案第11号、東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木晴雄副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 恐縮ですが、お手元の議案ファイルのインデックス4をお開きいただきたい

と思います。

議案第11号、東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に合わせ、本条例中に特定個人情報等の定義の追加、特定個人情報の利用及び外部提供の制限、特定個人情報の開示、利用停止等の請求、電子計算組織の結合についての特例等について定めるとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、誠に簡略な説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○白石議長 これより質疑を行います。

議案第11号について通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、栗原健治議員。

○栗原議員 よろしくお願いいいたします。

それでは、大きく3点にわたって質問させていただきます。

1つ目は、後期高齢者医療制度の個人情報をどのような情報として位置づけているのか、広域連合のご認識をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

2つ目ですが、特定個人情報保護評価についてお伺いします。6月までにこの評価を提出するとされていた特定個人情報保護評価書なんですが、個人情報の保護は確実なものになっているのか、ご所見を伺いたいと思います。公だけではなく民間も含めて幅広く情報が共有されることを目指していると言われているマイナンバー制度において、個人のプライバシーの侵害の危険性は被保険者からも心配されています。広域連合の情報を管理していく上で、業務委託など民間にかかわるような部署、また作業はないのかお伺いしたいと思います。

3つ目です。マイナンバー制度の導入によって、個人情報の流出や目的外利用が懸念されていますけれども、その広域連合のご所見をお伺いしたいと思います。低所得者等の被保険者の徴収強化等につながるおそれはないのか、この点については明確に答弁いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○白石議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○小野総務部長 それでは、広域連合個人情報保護条例の改正にかかわる質問にお答えをいたします。

まず、個人情報の位置づけについてでございますが、当広域連合が保有する後期高齢者医療の被保険者情報には、住所や氏名だけではなく、個人の所得情報、レセプト情報、健康診査結果情報をはじめといたしまして保険料賦課や医療給付等に関する重要な情報があり、被保険者の大切なプライバシーにかかわる情報として、その保護には特に注意を払わなければならないと認識をしております。そ

のため、当広域連合では、設立時に、個人情報保護条例を制定するとともに、平成21年から、情報セキュリティマネジメントにかかわる国際規格である I S O 27001 の認証を取得し、組織を挙げて情報保護の徹底に努めているところでございます。

次に、特定個人情報保護評価書につきましては、平成27年5月26日から6月11日の間に、情報公開・個人情報保護審議会委員の皆様、評価書の評価をお願いするとともに、6月にパブリックコメントを実施いたしました。

7月6日の情報公開・個人情報保護審議会では、リスク分析と対策等は明確に把握されており、特定個人情報保護評価指針に基づく内容の適合性及び妥当性については適切であり、特段の問題はないとのご意見をいただいております。

また、お尋ねの民間への業務委託につきましては、審議会のご意見を踏まえ、委託先や再委託先に対する措置を強化する等、特定個人情報漏えい等の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講じているところでございます。

なお、特定個人情報保護評価書は、今月末までに国の特定個人情報保護委員会に提出し、公表いたします。

次に、マイナンバー制度の導入に当たっての個人情報の流出、目的外利用についてのお尋ねでございますが、国は、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成、情報の目的外利用や外部提供について番号法の規定によるものを除き厳しく制限をしております。加えて、特定個人情報保護委員会による監視・監督、特定個人情報保護評価制度の導入、罰則の強化、マイナポータルを設置により、自己情報の利用状況の確認を可能にする等、個人情報保護の徹底を図っているところでございます。

私からは、以上でございます。

○白石議長 保険課長。

○山崎保険課長 では、私からは、マイナンバー制度の導入によって徴収強化につながるのではないかとのご質問についてお答えいたします。

当広域連合では、保険料の収納対策の実施について、62区市町村における整合性のとれた対応を図るため、平成25年度より保険料収納対策実施計画を策定しており、現在、各区市町村において被保険者の収入、生活状況等に応じたきめ細やかな取り組みを行い、適切な収納対策を行っているところでございます。マイナンバー制度が導入された後も、被保険者へのきめ細やかな対応、丁寧な対応を行い、適切な収納対策を実施していく方針が変わることはございません。

以上でございます。

○白石議長 21番、栗原健治議員。

○栗原議員 ありがとうございます。では、再質問を2つさせていただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度においての被保険者の情報ですけれども、今答弁があったように、大変重要なプライバシーだと認識しています。その情報を保持・管理する広域連合は、大変重大な責任を負っています。特定個人情報の保護という点でも大きな問題があると指摘されているマイナンバー制度において、その利用は大きな危険があることは解消されていないと私は考えています。このような状況のもとでも、今説明があった中でも不安は絶えずあるわけですけれども、後期高齢者医療広域連合として、また被保険者として、このマイナンバー制度に参加していくというメリットは、どういうふうなメリットがあると考えていらっしゃるのか確認したいと思います。

2つ目の、マイナンバー制度の目的ですけれども、6月に閣議決定された「骨太方針2015」、「経済財政運営と改革の基本方針2015」からもわかるように、税と社会保険料の徴収強化や社会保障の給付削減にあると考えられます。このようなことが指摘され、また考えられている中で、広域連合はどのようにこの制度を利用していくのか、改めて具体的にお答えしていただければと思います。よろしくお願いします。

○白石議長 総務部長。

○小野総務部長 ただいまマイナンバー制度の導入のメリットというご質問がございましたけれども、国におきましては、3点、一般的なメリットを説明しております。まず、住民異動情報や所得状況の調査において正確性が向上するという点、次に、添付書類が削減される等の効率性、利便性が向上するという点、それから、マイナポータルによりまして自己情報の確認や情報提供サービスの向上が図れるということでございます。

これで当広域連合にとってどのような、あるいは被保険者にとってどのようなメリットがもたらされるかというお尋ねでございますけれども、例えば、転居した後に高額介護合算申請ということをやるときに、自己負担証明書等を添付することの省略ができるということがございます。また、個人番号カードにつきましては、健康保険証としての活用をできるようにするという検討が行われておりまして、これが実現すると、被保険者から非常にご要望が多い、被保険者証のカード化、こういうものもこのマイナンバー制度を通して実現できる、このような具体的なメリットがございます。当広域連合といたしましても、被保険者に対してそういうメリットがきちっと提供できるように準備を進め、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○白石議長 保険課長。

○山崎保険課長 マイナンバー制度が導入された後ですが、マイナンバーの利用範囲として、保険料の徴収に関する事務ということが規定されているところではございますが、私どもは、マイナンバー制度が導入された後も、繰り返しになりますが、被保険者にはきめ細やかな丁寧な対応を図りまして、適切な収納対策を実施していくという方針でございます。

以上でございます。

○白石議長 21番、栗原健治議員。

○栗原議員 1点目の答弁はわかりました。ただ、高額医療費の合算でも、その対象になる方というのはごく限られていると思います。その点でも、この制度に加わっていくことのメリットというのが、リスクに比べて大変課題が大きいなというふうに思うんですが、マイナンバー制度が今後公的情報だけではなく民間に広く活用を促進しようとしている制度だという点から見ても、その利用が広く民間に拡大していくと、共通番号制度によるプライバシーの侵害や被保険者の本広域連合の情報が危険にさらされる可能性が、経過をすることによって高まっていくというふうに考えます。この点で、マイナンバー制度がさらに民間を含めて利用範囲が拡大していく可能性がある中で、私たち広域連合の被保険者の情報が守られていくのか、その危険性が高まっていく可能性はないのか、広域連合としてのご所見をお伺いしたいと思います。

○白石議長 保険部長。

○大野保険部長 保険部長からお答えをいたします。

民間利用の問題について、お答えをいたします。

確かに今、マイナンバー制度、いろいろ国会でも議論されておまして、民間利用を視野に入れた議論というものもなされておりますけれども、まだこれは審議中ということもございまして、私どもとしましては、マイナンバー制度をどこまで民間利用を進めていくかという問題につきましては、十分その経過を注視していきたいと思っております。

また、その民間利用に伴いまして、個人情報の安全性はどうかというご質問かと思っておりますけれども、国といたしましても、いろいろとシステム的にも個人情報の安全性というのをしっかりと担保するような形、情報の分散管理であるとか、誰が行政としてそれを見たのかという記録をきちっととること、また、どういう情報が利用されたのか、国民にもそれを知るマイナポータルという制度を整備する、こういったものもこれから整備を図っていくというふうにしておりますので、そういった点を十分注視していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○白石議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

29番、藤岡智明議員。

○藤岡議員 それでは、質問をいたします。

議案第11号は、マイナンバー制度導入に伴う東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正するもので、4点について質問を行います。

1点目は、制度導入に当たって、制度面とシステム面での特定個人情報保護についての管理対策を伺います。

2点目は、改修するシステムがプライバシーの侵害に配慮したものか、情報の漏えいの危険はない

のか、事前に行わなければならない特定個人情報保護評価及びこれに基づく保護評価書の内容と実効性について伺うものであります。

3点目は、システム改修について、進捗状況と今後の対策と計画について伺います。

4点目は、マイナンバー制度の目的の一つに「公平・公正な社会実現」とあります。「負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。」とあります。マイナンバー制度導入に当たっては、被保険者の所得、さらに利用範囲拡大で資産、銀行やゆうちょ口座のマイナンバー管理であります。こうしたものを含めた個人の財政状況を踏まえ、保険料徴収強化につながるのではないかと非常に懸念しているところでございます。このことにつきまして見解を伺います。

○白石議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○小野総務部長 個人情報保護条例の改正に関する質問にお答えをいたします。

番号法に基づき国民全てに付番される個人番号は、他の個人情報に比べて特定の個人を識別する機能が高く、番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報の取り扱いについて、一般法である個人情報保護法に比べて厳格な措置を定めております。

まず、第1に制度面における個人情報保護対策といたしましては、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止しており、罰則も強化されております。第2に、国に設置される特定個人情報保護委員会が、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための監視・監督を行うことになっております。第3に、地方自治体を含む行政機関には、特定個人情報保護評価制度の導入が義務づけられているとともに、番号法の規定の趣旨に則し、情報提供等の記録も含めて個人情報保護条例の改正等必要な措置を講じることが求められており、これらを踏まえて、本条例改正案を上程したところでございます。

マイナンバー制度のシステム面における個人情報保護対策については、国が、次の4項目の対策を予定しております。

まず第1に、個人情報の管理方法につきまして、各行政機関が保有する個人情報を特定の機関に集約する「一元管理」方式は行わず、従来どおり各機関がそれぞれ保有・管理を行う「分散管理」方式で行います。これにより、他の機関が保有する個人情報が必要になった場合には、いわゆる「情報提供ネットワークシステム」を通じて情報の照会・提供を行うことにより、個人情報の芋づる式の漏えいを防止することとしています。

第2に、情報提供ネットワークシステムにおける個人情報のやりとりについては、既存システムとの間に「中間サーバ」を設置いたします。その中間サーバを経由して行われる個人情報のやりとり際にはマイナンバーを用いず、情報連携を行うための「符号」を別途設定し、既存システムの宛名

番号と紐付けを行うことで、マイナンバーの漏えいによる個人情報の流出を防ぐものとしております。

第3に、マイナンバーを利用するシステムへアクセスを行う者をあらかじめ制限し、そのアクセス履歴を記録・管理する機能を設けます。また、行政機関によるマイナンバーを含む自己情報のやりとりの履歴は、国が構築する「情報提供等記録開示システム」、通称「マイナポータル」により自ら確認できるようになることとされております。

最後に、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携に当たっては、その通信経路に解読が困難な暗号化処理を施すことにより、外部からの侵入や改ざん等のサイバー攻撃から防衛を行うこととされています。

次に、特定個人情報保護評価書の内容でございますが、当広域連合では、国の指針に定められた基準に基づき、全項目評価を実施いたしました。全項目評価の内容としては、事務の概要と流れ、システムの機能、特定個人情報の入手・使用の方法及びリスク対策等でございます。

実効性につきましては、パブリックコメントの実施や情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検、国の特定個人情報保護委員会への評価書の提出、評価書の公表等により客観性や透明性が高まり、また、第三者点検での指摘を踏まえた修正を加えたことによりまして、より効果的な個人情報保護対策を講ずることができたと考えております。

なお、国の指針では、少なくとも年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直しを行うとともに、5年ごとに再評価を実施することが求められており、実効性の継続的な維持が図られております。

私からは以上でございます。

○白石議長 管理課長。

○近藤管理課長 次に、マイナンバー導入のための、システム面での個人情報保護対策の進捗状況と今後の計画についてお答えいたします。

現在、平成28年1月の個人番号利用開始に向けた作業を行っており、国保中央会より、個人番号が表示・利用できるように改修した標準システムのアプリケーションが間もなく配布される予定となっております。

この中の個人情報保護機能といたしまして、2つございまして、1つ目は、アクセス権限の制御機能でございます。これは、個人番号の画面表示の有無や個人番号を用いた操作のユーザ権限を制御するための機能でございます。

2つ目は、アクセスログ機能でございます。これは、標準システム各業務の操作記録機能に、個人番号にアクセスした際の証跡、ログとありますが、これを残すようにするものでございます。

本年10月から12月に区市町村が付番した個人番号を標準システムにセットアップする作業を行い、こうした個人情報保護対策を施した上で、来年1月からの個人番号の利用が開始され、標準システム

の端末で個人番号の検索や確認が行えるようになります。

次の段階といたしまして、国が構築を行い、平成29年7月より運用開始が予定されております「情報提供ネットワークシステム」を用いて行われる行政機関同士の情報連携がございます。現在、国においてその開発内容等についての検討が行われておりまして、この中で、中間サーバも含め、先ほどご説明した個人情報保護対策が図られる予定となっております。当広域連合では、国の検討状況を踏まえて情報収集に努め、必要な機器調達及びシステム改修経費について、本年度の補正予算または来年度の当初予算において対応してまいりたいと考えております。

また、マイナンバー制度導入のためのシステム改修経費につきましては、現在、国の補助対象外とされている標準システムの適用及び検証作業費用や独自システムの改修経費等について、広域連合の財政負担が非常に重いことから、国に対し補助対象として予算措置をするよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望として、従来より働きかけを行っており、今年度も6月に要望を提出いたしました。今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石議長 保険課長。

○山崎保険課長 私からは、マイナンバー導入によって、徴収強化につながるのではないかとのご質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしたとおりでございますが、当広域連合では、後期高齢者医療制度における保険料の収入の確保は、制度を運営していく上で必要不可欠であるとともに、被保険者間の公正を図り、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からも極めて重要であると考えております。各区市町村においては、被保険者の収入・生活状況等に応じたきめ細やかな取り組みを行い、適正な収納対策を行っているところであります。

このような対応については、マイナンバー制度が導入された後でも、いささかも異なることはございません。

以上でございます。

○白石議長 29番、藤岡智明議員。

○藤岡議員 それでは、何点か再質問をいたします。

まず1点目ですが、これは非常に確度の高い個人情報ということで、厳重にこれを保護していく対策というのが必要なわけですが、その対策について一番最初に聞いたわけですが、そして、その後、国が定めています評価書の問題、これについて聞きました。私は、この答弁を聞きまして、やはり情報の漏えいというのは本当に100%防ぐことができるのかどうか、完全なシステムの構築はあり得るんだろうかということ非常に懸念するわけでありまして。その点、100%完全に漏えいを防ぐシステムということの構築は可能なのかどうかという問題、これについて、ぜひ見解を伺いたいと思

ます。

それと、ちょっと離れるんですが、この議案書の3ページです。第18条の2というところで、「当該開示の請求に応じないことができる。」ということで(1)から(7)まで、これを条例上制定するんだということですが、その中に、(3)として、「取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する」というふうなことがあります。これはどういうことを意味しているのかどうか、これをお聞かせいただきたいと思います。

それから、あともう一点ですが、いわゆる徴収強化という問題に関しまして情報提供がありましたですね、今回。短期被保険者証の交付件数、これがございました。

○白石議長 藤岡議員に申し上げます。

全員協議会で確認しているとおりに質疑をやっておりますが、ただいま質問があったことについては、通告の要旨にございませんでしたので、取り扱いについては皆さんにお諮りをしなければならないと思います。

1点目はよろしいですけれども、2点目、3点目というのは、要旨にないことです。

○藤岡議員 これはできないんですか。

○白石議長 では、皆様にお諮りいたします。

今の藤岡議員の通告がなかった発言を許可するかしないかを皆さんにお諮りしたいと思います。

許可をするということに賛成の人の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○白石議長 少数ということになりましたので、ただいまの質問については、1項目についての答弁とさせていただきます。

保険部長。

○大野保険部長 それでは、マイナンバー制度のこのシステムが、個人情報の漏えいを100%防ぐことができるかというご質問を頂戴したところでございます。

今、国の方で、このマイナンバー制度のシステムを構築中でございます。したがって、当然、国の方で責任を持って、個人情報の漏えいを防ぐシステムをつくるということでございますので、私どもといたしましては、この番号制度に則った形で、その準備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○白石議長 よろしいですね。

29番、藤岡智明議員。

○藤岡議員 質問ではございませんが、意見として一言言っておきます。

100%可能かどうかという問題につきましても、やはりこの間いろいろな形で情報が漏えいしたということで、国民にとっては大変大きな問題となっているわけなんですよね。こうした問題もきちんと

と解決をするような形の中で、このマイナンバー制度というのは取り上げていくべきではないかという意見を意見として申し上げておきます。

以上です。

○白石議長 藤岡議員にお伝え申し上げます。

会議規則におきまして、質疑に当たっては自己の意見を述べる事ができないと決められておりますので、今後ご注意をお願いしたいと思います。

ほかにご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○白石議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第11号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、栗原健治議員。

○栗原議員 それでは、討論いたします。

議案第11号、東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の討論をします。

この条例は、共通番号制度、マイナンバー制度と言われる制度の導入に伴うもので、その制度の目的が問題である。安倍政権の「骨太方針2015」の閣議決定は、歳入改革、社会保障改革、行政改革等あらゆる分野にマイナンバーを活用するとしているが、その目的は、税・保険料の徴収強化、資産捕捉に基づく社会保障の負担増を基軸としながら、マイナンバーの活用範囲を広げることで医療情報の共有と給付管理、公平サービスのコストカット、医療関連産業、IT業界の利益拡大にある。これは、共通番号導入によって個人からの税・保険料徴収を強化するとともに、各人が納めた税・保険料額と各人が受けている年金や医療の給付額を対照できるようにし、給付に見合った負担、負担に見合った給付の名で負担増、給付削減を推進する。それにより社会保障に係る国の財政負担、大企業の税・保険料負担を軽減するという財界の要求に沿うものであり、一番の狙いは、まさに国民一人ひとりの収入と財産を丸裸にし、税・保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押しつけていくことである。

マイナンバー制度は、個人番号と法人番号が2015年10月に付番され通知されることになっていますが、一番の問題は、番号制度における安心・安全の確保の問題です。番号制度に対する国民の懸念は、個人情報の名寄せ・突合で集積された個人情報が外部に漏えいしないか、個人番号の不正利用、なりすましはないか、国家による一元管理で大丈夫なのか等である。個人番号を利用する分野が広がれば広がるほど番号には付加価値がつき、番号に蓄積された個人情報は、瞬時に大量に流出する危険が高まる。

一方、安心・安全の確保では、官民等その利用範囲が広がれば広がるほど法律や条例で決める罰則

付きで禁止する、第三者機関で監視するといっても、その全てでそれが確実に守られるかは保障がない。

政府は、公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上を実現するための社会基盤と説明しているが、そのために多額の費用を費やすが、具体的な使い道は不明確で、公的分野、さらに民間分野へと大きく拡大しようとしている。このことが問題をさらに深刻なものにしている。このような特徴を持つ共通番号制度、マイナンバー制度に後期高齢者医療広域連合が加わっていくのは、被保険者の大変重要な個人データを安全に保持・管理する上で許されない。被保険者の安心も得られず、広域連合としての責任を果たせるとは考えられない。

よって、本条例案に反対する。

○白石議長 引き続き、議案第11号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。
29番、藤岡智明議員。

○藤岡議員 議案第11号について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、マイナンバー法施行に伴い、東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に特定個人情報の取り扱い等を定め、所要の規定整備を行うものです。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録している人全員に生涯変えられない原則の番号を付け、その人の納税や社会保障給付等の情報を国が管理し、行政手続等で活用する仕組みです。それを活用する側にとっては極めて効率的なツールであることは確かですが、それは一人ひとりの個人情報が容易に名寄せ、集積されるということであり、ひとたび流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害やなりすまし等の犯罪等の危険性が高まってきます。

今年10月に、市町村から番号を通知するカードが届けられ、来年1月から一部運用を開始する計画です。そんな矢先、日本年金機構のコンピュータが外部からインターネットメールで送られたウイルスに感染し、判明しただけで約125万件もの年金個人情報が流出した問題で、マイナンバー制度導入への国民の不安は高まっております。

一方、制度導入に当たっての情報連携システム等基幹インフラシステム構築に2,900億円、そのほか番号通知カード、個人番号カード発行費用、広告費用等を含めれば、初期費用は3,400億円、制度維持費は初期費用の10から15%とされています。マイナンバー制度実施にはこれだけの巨額な税金支出が伴います。こうした巨額の支出に見合う便益について、政府は費用対効果分析を示せませんでした。

また、事業所は来年1月以降、従業員の給与から税・社会保険料の天引き等に番号を使うことが義務づけられているため、従業員本人、扶養家族の番号も勤務先への申告が義務づけられます。企業側は、アルバイトも含め従業員の膨大な番号の厳格な管理が求められており、対応に現在おおわらわであります。中小企業にとっては、そのための財政負担が重くのしかかっているわけです。

多大な負担を求めながら、国民にも企業にもマイナンバーの恩恵はほとんどありません。政府は、年金申請等で複数の処理をそろえる手間が省けると宣伝しておりますが、多くの人にとっては、年に一度あるかないかの手続であります。個人番号を他人に知られないように管理するための労力に見合うような利点とは言えません。むしろ、他人による番号の不正利用や個人情報の流出によってもたらされる被害の方がはるかに深刻です。

マイナンバー制度のそもそもの目的は、国民の利便性ではありません。国が国民の所得資産を効率的に掌握し、徴税や社会保険料等の徴収を強化すると同時に過剰な社会保障給付を受けていないかどうかをチェックするため、社会保障費の抑制・削減を効率的に進めるためです。公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化等を目的とするマイナンバー制度ですが、国民の立場から見るとメリットが少なく、危険な制度だと言わざるを得ません。

よって、本議案に反対するものであります。

○白石議長 ほかに討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○白石議長 ないものと認め、討論を終結したいと思います。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○白石議長 賛成多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、追加日程第7、議案第12号、平成27年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木晴雄副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 それでは、議案ファイルのインデックス5をお開きいただきたいと思います。

議案第12号、平成27年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)につきましてご説明申し上げます。

議案1ページ、第1条第1項のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ51億7,285万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1兆2,373億4,082万9,000円とするものであります。

補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、3ページに記載の第1表、歳入歳出補正予算のとおりであります。

今回の補正の内容は、歳出予算では、現役世代が加入する国保や被用者保険等の医療保険から当広

域連合への支援金であります支払基金交付金について、平成26年度の交付額が5,062億円余と決定したことに伴い、概算交付済額との差額51億7,285万2,000円を返還金として計上するものであります。支払基金への返還が、本年9月までに行うこととされているため、本臨時会において予算の補正をお願いするものであります。

また、これを賄う歳入予算につきましては、平成26年度特別会計からの繰越金に同額を計上いたしました。

7ページから13ページまでが事項別明細書であります。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○白石議長 これより質疑を行います。

議案第12号につきまして通告がございますので、発言を許可いたします。

21番、栗原健治議員。

○栗原議員 よろしくお願ひいたします。

この補正予算ですけれども、支払基金交付金の精算返還金の問題は、保険料を算定する医療費全般にかかわる問題だと考えます。

そこで、1番目の質問ですが、支払基金交付金の精算返還金が生じた理由を広域連合としてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

2番目の質問です。医療費の算定についてですけれども、この支払基金交付金の精算が発生しないように、より厳格な、また科学的な算出方法が必要だというふうに考えます。実態に即した科学的な算出方法になっているのか、研究努力されているのかお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○白石議長 管理課長。

○近藤管理課長 平成26年度に受けた支払基金交付金の精算返還金が生じた理由についてお答えいたします。

今回、議案第12号でご提案申し上げております特別会計補正予算にかかわる社会保険診療報酬支払基金、いわゆる支払基金からの交付金は、高齢者の医療の確保に関する法律第100条に、「後期高齢者交付金」という名称で定められているものです。

この交付金は、現役世代が後期高齢者医療制度を支援するという趣旨により、国保や被用者保険等74歳までの現役世代が加入する医療保険者から支払基金へ拠出される「後期高齢者支援金」を財源として、各都道府県の広域連合へ交付されるものでございます。

この交付金の算定は、広域連合が一般被保険者への療養の給付として負担する費用の約4割と、現役並み所得被保険者への特定費用等として負担する費用の約9割を賄うものとなっております。

このたび精算返還金が生じた理由は、平成26年度中に支払基金より概算交付として5,114億円余り

の交付を受けた後に、確定した医療給付費の実績に基づく必要額が5,062億円余であったということにより、その差額であります51億7,825万2,086円、この金額を返還する必要があるものでございます。

制度が発足した平成20年度から26年度までにおいて、平成22年度と23年度で追加交付、それ以外の4年度は、今回と同様の精算返還金が発生し、予算補正をお願いしているという経過になっております。

次に、支払基金交付金の交付を受けるに当たり、そのもととなる医療給付費の算出方法についてお答えいたします。

支払基金交付金につきましては、支払基金が独自に算定をしており、年度当初交付においては、前年度の医療給付費の実績に基づき年間の概算交付額が決定されます。その後、広域連合より毎月通知する医療給付費の実績に基づき、4回にわたり、概算交付額の変更が行われます。最終変更では、10カ月分の医療給付費の実績により、年間の最終的な交付予定額が推計されているところでございます。

そして、年度終了後に、最終交付額と実績としての確定額との差額を返還、または追加交付を受けることとなります。

当広域連合といたしましては、支払基金の交付額の算定が適正になされるよう、確定した医療給付費の実績について、正確かつ遅滞なく毎月通知を行っているということでございます。

以上です。

○白石議長 21番、栗原健治議員。

○栗原議員 それでは、再質問させていただきます。

支払基金交付金の精算返還金がなぜ生じたのかという点は、制度的な側面でしか説明がなかったと思うんですが、全体の保険料、後期高齢者医療でどれだけ保険料がかかるのかという総額をどのように正確に把握するのが重要だと思います。それが被保険者の保険料にはね返って影響します。

後期高齢者医療制度を利用している被保険者は年金生活者で、毎年、年金受給額が減らされている中で、生活は大変苦しい状況があります。わずかな年金から納める保険料の負担は、大変大きいものがあります。特に低年金者にとっては深刻です。資料請求しまして、短期被保険者証交付件数を出していただきましたけれども、この件数を見ても、本当に大変さがわかります。

後期高齢者医療の医療費の計算の算定を正確にして、保険料の低減に努力することが被保険者の負担を軽くして生活を守ることにつながると同時に、広域連合としての事業の持続性、また効果を発揮する力になるというふうに思います。この点で、算定をより正確に行っていくことが必要だと私は考えるんですが、広域連合のお考えをお伺いしたいと思います。

また、広域連合に参加している各自治体ごとに高齢者の1人当たりの医療費には差があります。医療費を算定する上でも積極的な研究をしていく必要があると考えますが、どのようにお考えでしょう

か、ご見解をお伺いしたいと思います。

○白石議長 保険部長。

○大野保険部長 それでは、私からは、1点目の支払基金にかかわる医療給付費をどのように見たのかという点についてお答えいたします。

先ほど、制度面での説明しかないということでしたが、これは、制度面から私どもは毎月の実績を10カ月分最終的に支払基金の方へお示しし、最終的な全体の交付額をどのように決めるかというのは、支払基金側で決定しているという仕組みになっておりますので、そこに差額が生じるのは、支払基金側のいろいろな事情、それは資金需要等のこともあると思いますけれども、その中で決めているという、これは制度によるものでございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○白石議長 保険課長。

○山崎保険課長 では、医療給付費にかかわる保険料率についてですが、保険料率は、来るべき2年間の収支を見込みまして算定しております。過去の実績や傾向をもとに算出した医療給付費や葬祭費等の費用から、国・東京都・区市町村からの公費や後期高齢者交付金等の収入を差し引いた額が保険料で負担する額となります。これを、均等割額・所得割額に分け、さらに、被保険者数で割り返すことによって保険料率を決定いたします。

その費用額の大半を占める医療給付費は、保険料率に大きな影響を与えるもので、的確に算出することが必要となってきます。

この医療給付費の算出方法については、被保険者数と1人当たり医療給付費より算出しております。

まず、被保険者数ですが、過去の実績をベースとして、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等を勘案し、算出します。

次に、1人当たり医療給付費は、過去の実績の伸び率等を勘案し、1人当たり医療給付費を算出します。

このように、過去のデータをベースとして将来予測を立てているものであり、一定程度の誤差は内包しながらも、できる限り精緻な算定を行ってきております。

なお、来期保険料率につきましては、既にご案内の8月に開催する保険料説明会において、検討案としてご説明させていただきます。

以上でございます。

○白石議長 栗原健治議員。

○栗原議員 ありがとうございます。

後期高齢者医療の被保険者の実態をよくつかんだ上で、より正確な科学的な算定を行って、保険料の負担軽減に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○白石議長 ほかには質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○白石議長 以上をもって質疑を終結いたします。

ただいまのところ討論の通告はございませんので、討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第12号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○白石議長 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第8、選挙第3号、東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に伊藤美代子さん、福原光義さん、石塚信治さん、井上武さんの4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人を当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、伊藤美代子さん、福原光義さん、石塚信治さん、井上武さんの4名を東京都後期高齢者医

療広域連合選挙管理委員の当選人と決定いたしました。

次に、追加日程第9、選挙第4号、東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員について板・安男さん、矢野孝三さん、前当悦郎さん、林和也さんの4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、板・安男さん、矢野孝三さん、前当悦郎さん、林和也さんの4名を東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の当選人と決定いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○白石議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会したいと思います。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時25分 閉会

臨時議長 戸 沢 弘 征

議 長 白 石 英 行

署名議員 樋 口 敏 郎

署名議員 佐 藤 寿 宏

平成27年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

1 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第2号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月30日	同意
同意第3号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月30日	同意
同意第4号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	7月30日	同意
議案第11号	東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例	7月30日	原案可決
議案第12号	平成27年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	7月30日	原案可決

2 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

(1) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員

氏名	現職	選挙結果
伊藤 美代子 (イトウ ミヨコ)	渋谷区選挙管理委員会委員長	当選
福原 光義 (フクハラ ミツヨシ)	中央区選挙管理委員会委員長	当選
石塚 信治 (イシヅカ ノブハル)	小平市選挙管理委員会委員長	当選
井上 武 (イノウエ タケシ)	福生市選挙管理委員会委員長	当選

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員

氏名	現職	選挙結果	順位
板口 安男 (イタバシ ヤスオ)	三鷹市選挙管理委員会委員長	当選	第1順位
矢野 孝三 (ヤノ コウゾウ)	江東区選挙管理委員会委員長	当選	第2順位
前当 悦郎 (マエトウ エツロウ)	調布市選挙管理委員会委員長	当選	第3順位
林 和也 (ハヤシ カズヤ)	品川区選挙管理委員会委員長	当選	第4順位

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議 席 表

議席番号	所属議会	氏 名	議席番号	所属議会	氏 名
1	中央区議会	鈴木 久雄	17	葛飾区議会	秋家 聡明
2	港区議会	土屋 準	18	八王子市議会	鈴木 基司
3	文京区議会	白石 英行	19	立川市議会	佐藤 寿宏
4	台東区議会	太田 雅久	20	武蔵野市議会	深澤 達也
5	墨田区議会	樋口 敏郎	21	三鷹市議会	栗原 健治
6	江東区議会	山本 香代子	22	青梅市議会	小山 進
7	品川区議会	本多 健信	23	府中市議会	小野寺 淳
8	大田区議会	松原 秀典	24	昭島市議会	稲垣 米子
9	世田谷区議会	高橋 昭彦	25	調布市議会	井上 耕志
10	渋谷区議会	木村 正義	26	稲城市議会	荒井 健
11	中野区議会	高橋 ちあき	27	羽村市議会	橋本 弘山
12	杉並区議会	小泉 やすお	28	あきる野市議会	戸沢 弘征
13	豊島区議会	吉村 辰明	29	西東京市議会	藤岡 智明
14	北区議会	やまだ 加奈子	30	瑞穂町議会	高水 永雄
15	板橋区議会	小林 公彦			
16	足立区議会	高山 のぶゆき			